
包装容器リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク

2005年 6月16日

事務局長

須田 春海 様

株式会社 **しまむら**・

〒331-9550

埼玉県 さいたま市 北区 宮原町 2-19-4

Tel. 048-652-2111 ・ Fax. 048-652-4106

拝復 再びお手紙をいただきました。

まず一般の常として、貴団体の概要、及びご運動の概要をまず明示されてから、ご照会、お問い合わせされるべきものと思います。また当然として個々の具体的な内容は当事者間の問題として公開しないことは当然で、貴殿が経済産業省、リサイクル協会へお問い合わせいただいても同様と思います。

さて弊社は流通の全体での包装資材・容器の省力化・再資源化に努めており、分別回収を徹底しております。しかしながら、分別されたビニールが、燃やされることなく資源として再生している現実を調査しておりますが、見当りません。

既にダンボール、紙等は再資源化されており、分別圧縮されたものが再び製品に使用されていますが、ビニールについては、いろいろ調べておりますが、

- ①焼却場で一般ごみの燃焼を補助すべく、再度一緒に混ぜて燃焼させている。
- ②ビニールと紙を混合して、燃料として合成させる。

の2つの方法が一般的で、どちらも燃焼と言う手段で最終処理されております。

そこでこの機会に、専門的に調査されておられるはずの、貴団体に実用段階として最終的に燃焼させないビニールの再資源化の具体的な方法と、現実に稼動している施設をお教えいただきたいと存じます。

資源としての分別と収集、そして圧縮化については私共では充分可能ですが、不燃再資源化へのサイクルと方法が途切れており、大前提の燃焼させないリサイクルの可能の方法を幅広く模索しております。

これにぜひ研究、取り組みたいと考えていますが、各省庁・団体に問い合わせても現状手詰まりの状況です。

貴団体では「拡大生産者責任の徹底」を述べておられますが、日本の経済活動が最適のリサイクルシステムに組み合わされてこそ、良い国民経済が運営されるはずで、そのためにはまず“最適のリサイクルシステム”を明示し、それを構築することが第一と思います。

それがなくて単なるコスト負担だけでは、回りまわって消費者に負担が上乗せされることだけで、問題の解決にはなりません。

もとより高コスト体質の日本経済・社会での国民の一層の負担だけでは、社会生活は一層悪化します。

また当然として技術が確立されていない段階での規制には社会の軋轢が生じます。

私共は流通企業として、実用化されたシステムでの現実的な運用に大いに関心を持って、対応すべきと考えています。

問題のビニール袋は最終の店頭での使用だけでなく、それ以上の量が生産・中間流通の段階で使用・消費されている現状をご理解頂き、幅広く地球負担と環境を考える上での、全体システムとしての分別収集・再資源化が必要に思われます。

この機会に、ぜひ“最適のリサイクルシステム”を企業活動に組み合わせようとしておりますので、ビニールに関する不燃の再資源化の方法と運用例をお教え頂ければ幸いです。

敬具

株式会社 **しまむら**

代表取締役会長

藤原 秀次郎